

最長5年間で最大100万円補助

中能登町若手人材奨学金返還支援補助金交付事業

中能登に住み、中能登で働く方の 奨学金の返還を支援します！

中能登町では、若年層の人口流出を抑制するとともに、町外からの流入を促進させ、町内への定着を図ることを目的に、町内で就業した若者に対し返還した奨学金の一部を補助します。

◆補助対象者◆

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①大学等の在学中に奨学金を借り入れ、返還が必要な方
- ②就業日又は転入日あるいは奨学金返還開始日のいずれか遅い日が以下のとおりであること
日本学生支援機構の場合 ⇒ **令和3年4月1日以降**
石川県育英資金の場合 ⇒ **令和5年4月1日以降**
- ③申請年度末日時点で**35歳未満**の者で、申請日より5年以上町内に定住する意思のある方
- ④町内事業所等（※1）に正規雇用されている方
または、個人で農業その他事業を営む方
- ⑤奨学金の返還に対する助成を他から受けていないこと
- ⑥町税等の滞納がない方

※1 本社、支社、支店、工場、事業所等の所在地が中能登町内であること。**ただし、公務員を除く**

◆申請方法◆

申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて中能登町企画課（総務庁舎）に提出してください。

- ①就労していることを証明できる書類（社会保険証の写し、就労証明書、開業届等自らの業を営むことを証する書類等）
 - ②住民票の写し（初年度申請のみ）
 - ③奨学金の1年間の返還相当額がわかる書類
- 申請書は町HPからダウンロードできます。
 - 年度ごとの申請になりますので**毎年申請が必要**です
申請は毎年4月から10月末日までに申請を行ってください。（書類必着）

【補助内容】

●対象となる奨学金

独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子）
独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金（有利子）
石川県育英資金

●補助金額

年度内に返還した奨学金の額の2/3（最大20万円/年）

●補助対象期間

初年度交付申請から**最長5年間**

●実績報告及び請求について

当該年度中（4月～翌年3月）に返還すべき奨学金をすべて返還したときは、以下の書類を添えて実績報告書（様式第5号）を提出してください。審査後、請求書を送付します。

- ① 奨学金の返還の事実を証するもの
- ② 在籍証明書（様式第6号）または確定申告書の写し（自営業者の場合）
- ③ 納税証明書
- ④ 住民票の写し

【問い合わせ先】

中能登町役場企画課（総務庁舎）

石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地

E-mail : kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp

TEL : 0767-74-2806

FAX : 0767-74-1300